

「長浜市景観条例」の一部改正（案）への  
パブリックコメント実施結果について

○意見募集期間 令和元年10月18日金曜日から11月18日月曜日

○提出された意見 1人 1件

○意見内容と意見に対する市の考え方

意見概要	意見に対する市の考え方
<p>住宅の屋根に設置する分まで届出の対象にするというのは、ソーラー発電設置の意欲を減退させ、結果として市民の再生エネルギー活用の意欲を著しく低下させるのではないか。急峻ながけ地や琵琶湖のすぐ近く、重要な道路沿いに大規模なソーラーパネルを建設して通行の安全を脅かしたり、自然景観を損なうような場合にこそ届出・規制が必要ではないか。</p>	<p>景観形成重点区域（琵琶湖沿岸や国道365号沿道の一部など）を除く市全域についてはモジュール面積1,000㎡を超える大規模な太陽光発電設備等のみが届出対象となるため、市民の再生可能エネルギー活用の意欲を著しく低下させるものではないと考えています。</p> <p>景観形成重点区域はこれまでどおり重点的に景観形成を行うため、一般住宅に設置されるような小規模なものも届出対象とすることとしています。</p>